

特定高性能農業機械導入計画

平成22年4月

京都府

特定高性能農業機械導入計画の公表について

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3第1項の規定に基づき、特定高性能農業機械導入計画を次のとおり定めたので、同条4項の規定により公表する。

平成22年（2010年）4月1日

京都府知事 山田 啓二

特定高性能農業機械導入計画 目次

京都府における特定高性能農業機械の導入に関する計画

第1	特定高性能農業機械の導入に関する目標	1
1	特定高性能農業機械の導入に関する目標	1
2	特定高性能農業機械の利用規模の下限	1
第2	計画の期間	5
第3	特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項	5
1	導入する者の備えるべき条件	5
2	その他の必要条件	8
第4	特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項	13
1	農業機械作業従事者研修の実施	13
2	農業機械士の認定計画	13
3	農業機械士の養成・配置に関する方針	13
4	京都府、市町村等における指導体制の整備	14
第5	特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項	16
1	型式検査合格又は安全鑑定基準に適合した機械の導入	16
2	農作業安全指針の周知徹底	16
3	農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善	16
4	研修・講習の実施等農業者等に対する安全意識の啓発指導	16
5	農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導体制の整備	16
第6	その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項	17
1	効率的利用を推進するための方策	17
2	修理整備施設の整備	17
3	組織的利用に関する事項	18
4	特定高性能農業機械以外の利用規模の目安	19

附 地域農業の動向	2 1
1 耕地面積	2 1
2 農作物作付面積	2 1
3 農家戸数及び農家人口	2 2
4 農作業の請負料金	2 3

参考 1 利用規模の下限面積 積算

1 利用規模下限面積の算出に当たっての考え方	参考 1 - 1
2 特定高性能農業機械の利用規模下限面積 積算基礎	参考 1 - 3
3 特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模下限面積 積算基礎	参考 1 - 4

参考 2 府 通知・要領

1 府単費補助事業に係る農業用機械補助の整理合理化について	参考 2 - 1
2 京都府農業機械士認定要領 抄	参考 2 - 5

参考 3 国 法令・通達等

1 農業機械化促進法	参考 3 - 1
2 農業機械化促進法施行令	参考 3 - 9
3 農業機械化促進法施行規則	参考 3 - 11
4 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針	参考 3 - 1 4
5 特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて (ガイドライン) 抄	参考 3 - 3 2
6 補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について	参考 3 - 4 2
7 農業用機械施設補助の整理合理化について	参考 3 - 4 4
8 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について	参考 3 - 4 5
9 農業機械整備施設設置基準	参考 3 - 5 9